		ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一に定める方法
二〇～二二	（略）	（略）
二三　ベンゼン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五の五・一に定める方法	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
二四　セレン又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の二十六に定める方法	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七に定める方法（海洋投入処分を行おうとする汚泥にあっては、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の六十七・一に定める方法を除く。）
二五　有機塩素化合物	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六・三に定める方法	別表第六に掲げる方法で得られた検液について、日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十五・三に定める方法
二六　銅又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十一に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十一・二に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・一に定める方法（海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥の場合に限る。）及び準備操作のうち日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二七　亜鉛又はその化合物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の十二の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二―三の四・二・四・五に定める方法を除く。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十三の準備操作で参照することとしている日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の五十二・二の備考六に定める方法を除く。）
二八　弗化物	日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五に定める方法（日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・四のうちＦＩＡ法を用いる場合にあっては、日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の五・二の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）	日本産業規格Ｋ〇一〇二（二〇一六）の三十四に定める方法（三十四・四のうちＦＩＡ法を用いる場合にあっては、三十四・一の試験操作のうち蒸留して得た留出液を〇・一モル毎リットル塩酸で中和すること。）